

釜石市漁業燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 世界情勢の影響等による燃油価格高騰に直面する漁業協同組合等に対して、定置網漁船の燃油代を緊急的に支援することにより、燃油価格高騰の影響を緩和し、漁業経営の維持及び安定を図るため、釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、漁業協同組合等とは、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に規定する漁業協同組合及び漁業生産組合をいう。

(交付対象経費及び補助金額)

第3条 交付対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

交付対象経費	補助金額
令和4年4月1日から令和5年1月31日までに要した定置網漁船の燃油代(A重油又は軽油)	交付対象経費の4分の1以内の額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とし、150万円を限度とする。

(交付申請期限)

第4条 補助金交付申請の期限は、令和5年2月10日とする。

(交付の条件)

第5条 交付要領第6条第1項の規定により要綱で定める交付の条件は、補助事業の対象となる令和4年4月1日から令和5年1月31日までに於ける定置網漁船の水揚げは、特別な理由がある場合を除き、釜石市魚市場に行うこととする。

(届出事項)

第6条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。

(完了期限等)

第7条 補助事業の完了及び補助金請求書等の提出期限は、令和5年2月28日とする。

2 交付要領第10条第5号の規定によりその他要綱で定める書類は、購入した燃油の日付及び燃油代が確認できる領収書(写し)とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和4年8月1日から施行する。

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。